

建設工事の積算疑義申立て手続（試行）要領

（趣旨）

第1条 この要領は、茅野市が発注する建設工事に係る入札の透明性及び契約の適正化を図るため、入札執行後に応札者が、積算疑義申立てを行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 積算疑義申立て 入札執行後一定の期間内に、応札者（当該入札の1回目の入札を辞退した者を除く。以下同じ。）が公表用積算内訳書を確認しなければ判明しない積算上の疑義を申し立てることをいう。
- (2) 公表用積算内訳書 入札執行後に公表する金入りの積算内訳書（入札予定価格を定めるために作成した設計書の内訳書をいう。）をいう。
- (3) 落札候補者 入札執行により落札候補者又は落札者となり、市が落札決定を保留した応札者をいう。

（積算疑義申立ての対象案件及び対象者）

第3条 積算疑義申立ての対象案件は、市が入札執行する建設工事のうち、土木一式工事及び舗装工事の案件とし、積算疑義申立てを行うことができる対象者は、当該入札の応札者とする。

（入札の執行）

第4条 入札執行者は、積算疑義申立て対象工事であるため、落札決定を保留する旨を宣言し、入札を終了するものとする。

（積算疑義申立ての手続及び期限）

第5条 応札者は、公表用積算内訳書を確認し、積算疑義申立てがある場合は、当該案件に係る入札執行日の翌日（閉庁日を除く。）の正午までに、積算疑義申立書（様式第1号）を財政課へ持参の上、提出するものとする。

2 公表用積算内訳書は、入札執行後同日の正午から翌日（閉庁日を除く。）の正午まで茅野市公式ホームページ上で閲覧できるものとする。

（積算内容の確認）

第6条 建設工事発注課は、積算疑義申立書の提出があったときは、直ちに積算内容を精査し、財政課にその結果を報告するものとする。

（確認結果の公表）

第7条 市長は、積算疑義申立てがあったときは、積算疑義申立て期限の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に積算疑義申立て事項確認等の結果（様式第2号）により、当該建設工事の応札者へ公表する。

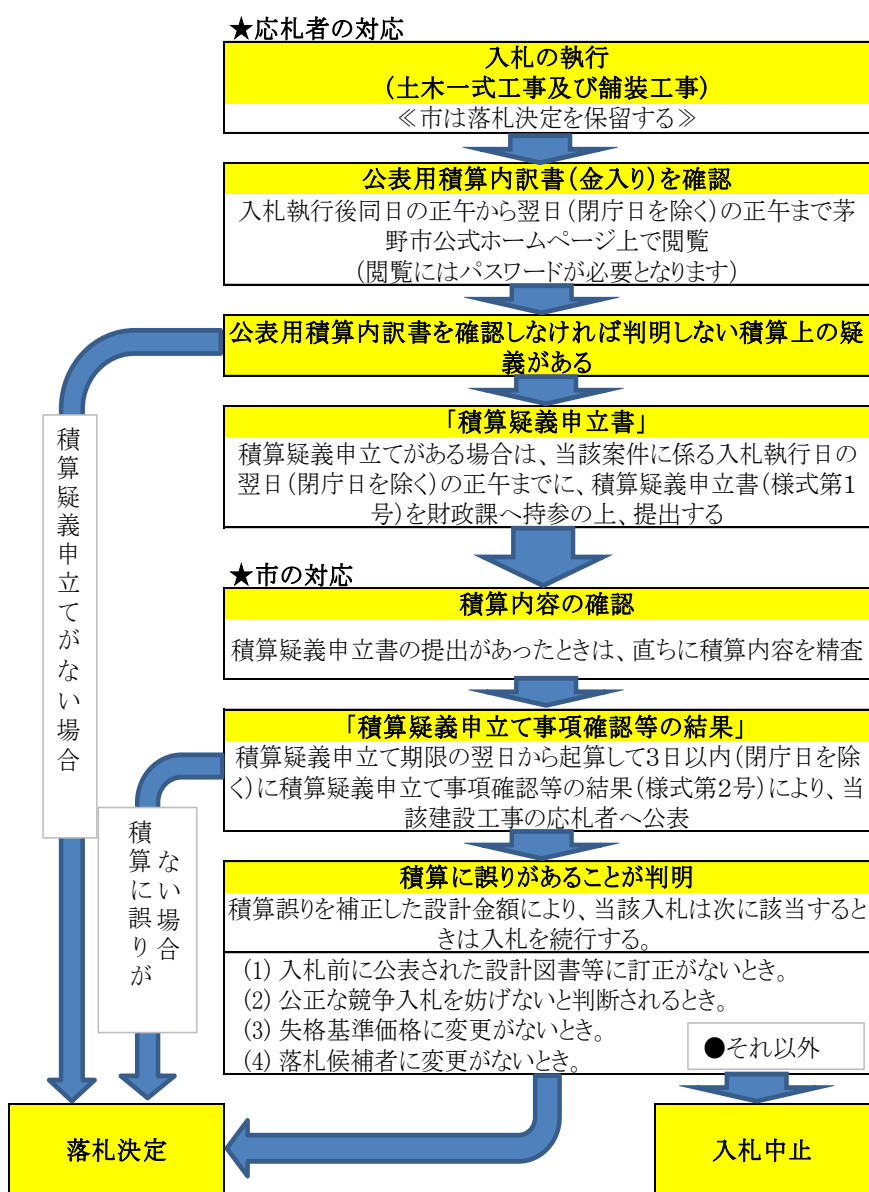
(積算疑義申立てへの対応)

第8条 積算疑義申立てがなかった場合は、所要の契約手続きを行い落札決定する。

2 積算疑義申立てがあった場合の取扱いは次の各号による。

- (1) 積算に誤りがなかった場合は、確認結果の公表をした後に落札決定する。
- (2) 積算に誤りがあることが判明した場合は、積算誤りを補正した設計金額により、当該入札の中止又は続行を決定する。

建設工事の積算疑義申立て手続(試行)のフローチャート



注意: 当該入札の積算疑義申立てができる応札者⇒1回目の入札を辞退した者は除かれます。

(入札の続行の基準)

第9条 次に該当するときは入札を続行する。

(1) 入札前に公表された設計図書等に訂正がないとき。

(2) 公正な競争入札を妨げないと判断されるとき。

(3) 失格基準価格に変更がないとき。

(4) 落札候補者に変更がないとき。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名入札通知を行う入札から適用する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(宛先)茅野市長

申立人

所在地

称号又は名称

代表者職氏名

印

担当者職氏名

連絡先

積算疑義申立書

次の建設工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算内容の確認を求めます。

入札執行日	
建設工事名	
疑義内容	

注意①疑義の具体的な項目を記載してください。また、具体的な項目を示す「自社の積算書、参考資料」を添付してください。単に「自分が想定した入札予定価格と合わない」等は疑義の対象としません。

注意②積算疑義申立書の提出期限は、当該案件に係る入札執行日の翌日(閉庁日を除く。)の正午までに、積算疑義申立書(様式第1号)を財政課へ持参の上、提出するものとする。

様式第2号(第7条関係)

積算疑義申立て事項確認等の結果

年 月 日

入札執行日	
建設工事名	
建設工事発注課	
申立人	
疑義内容 (要約)	
確認結果又は確認を行わな かった理由	
入札の執行に関する事項	